第 45 回 J/24 クラス全日本選手権大会

Nov. 19-23, 2026

レース公示 / (NOR: Notice of Race)

主 催：日本 J/24 クラス協会
共 催：特定非営利活動法人須磨ヨットクラブ・JSAF 外洋内海
公 認：公益財団法人日本セーリング連盟（承認番号：2026-55）
協 力：神戸市立須磨ヨットハーバー
開催場所：兵庫県神戸市須磨区若宮町 1 丁目 1 － 4 須磨ヨットハーバー

［NP］の表記は，その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。
これは規則 60.1 を変更している。

1　規則

1.1　本大会には、2025-2028 セーリング競技規則（以下規則といい，同付則を付則という）に定義された規則が適用される。

1.2　艇が各日の最初のレースのために係留場所を離れてから次に係留場所に戻るまでの間で、レース中を除く時間において、艇は規則 41 により許されている場合を除き、他の競技者または主催者の指示の下にある運営艇を除く外部の者からの援助を受けてはならない。レース中は規則 41 が修正なしに適用される。レース委員会（以下「RC」という。）が、信号旗 H の上に AP（及び、AP/A、N/H、N/A）を掲揚した場合には、上記の規則 41 に対する追加規定は、艇が再び係留場所を離れるまで停止される。これは規則第 4 章の前文を変更している。

1.3　規則G3 に従いチャーター艇で参加する場合、艇体番号とセール番号の不一致はこれを認める。

1.4　クラス規則 H.2 を採用し、予備のスピンネーカーの搭載を認める。これはクラス規則 C.10.2 を変更している。

1.5　規則 60.2(a)(1)に基づき掲揚される赤色旗は、展開した時に縦 150mm 以上横 200mm 以上の大きさで、他艇から視認できる位置に取り付けられていること。これは規則 60.2(a)(1)を変更している。

J/24

Suma Yacht Club

SUMA YACHT HARBOUR KOBE

1.6　規則 42 に違反した艇に対し付則 P を適用する。

1.7　付則 T を適用する。ただし、NOR12.1 によって修正された部分を除く。

2　帆走指示書

2.1　帆走指示書は、11 月 9 日（月）までに須磨ヨットクラブの大会ウェブサイトに掲載される。

2.2　帆走指示書に対する質問は、11 月 15 日（日）20:00 までに実行委員会にメールで送付すること。 回答は 11 月 20 日（金）20:00 までに公式掲示板に掲示される。早急な回答を要する場合には、直接メールで返答がなされる。

3　選手とのコミュニケーション

3.1　大会本部は神戸市立須磨ヨットハーバー2 階会議室に設置される。

3.2　公式掲示板は、大会ウェブサイトに設置するオンライン公式掲示板とする。
（URL：https://www.suma-yc.org/j24all-japan/）

3.3　大会期間中、主催者は参加者との円滑な連絡を目的としてオープンチャットを運用する場合がある。オープンチャットで配信される情報は、参加者への連絡および参考情報を提供するものであり、公式掲示板に代わるものではない。公式な通告、変更および通知は、オンライン公式掲示板への掲示をもって効力を生じる。

3.4　緊急の場合を除いて、艇は音声やデータの送信をしてはならず、かつすべての艇が利用できない音声またはデータ通信を受信してはならない。これは、艇がその日の最初のレースのために係留場所を離れてからその日の最終レースが完了するまでの期間に適用される。この制限はモバイルフォンの使用にも適用される。ただし、レース委員会が指定するマリン VHF チャンネルによるレース運営上および安全管理上の通信の受信、ならびにレース委員会との通信については、この限りではない。

4　資格及び参加

4.1　艇及び乗員の参加資格は以下の通りとする。

A)　艇は、IJCA クラス規則に適合した International J/24 クラスの艇であること。

B)　全乗員は、2026 年度 JSAF または WS 及び 2026 年度 NJCA または IJCA の会員であることに加えて、スキッパー及びヘルムスパーソンは、NJCA または IJCA の正会員でなければならない。 （NJCA 会員とは、正会員・准会員・学生会員をいう。）

4.2　参加資格を満たす艇は、大会ウェブサイトに掲載の参加申込書に必要な事項を記載し、大会事務局へメールで送付することにより、参加申し込みをすることができる。

4.3　申し込みは、10 月 1 日（木）より開始する。10 月 31 日（土） 20:00 以降の申し込みはレイト・エントリーとして取り扱い、11 月 8 日（日） 20:00 まで受け付ける。

参加申込書送付先（事務局 email）：j24japan@suma-yc.org

4.4　NOR 5 に従い参加料を入金することにより、参加申し込みが完了する。

5　参加料等

5.1　参加料：110,000 円　レイト・エントリー参加料：120,000 円

2026 年 10 月 31 日（土）20:00 までに指定口座に着金のこと。

レイト・エントリーは、11 月 9 日（月）までに着金のこと。

※参加料には、以下の費用が含まれている。

・会場における艇の運搬車両からの積み下ろし・積み込み費用。

・上下架料および牽引料（1 往復分）。

・大会期間中 11 月 18 日（水）～11 月 25 日（水）の大会会場の一時的な陸置き保管料、海上係留料および施設使用料。

・登録乗員のウェルカムパーティー参加費

5.2　早期搬入

参加艇は、2026 年 11 月 13 日（金）から大会会場への搬入を行うことができる。

ただし、11 月 13 日（金）から 11 月 16 日（月）までの利用については、参加料には含まれず、以下の費用を負担しなければならない。

・施設使用料（減免後のビジター利用料）　1 艇につき 12,696 円（税込）

・上下架料および牽引料　1 往復につき 5,500 円（税込）

トレーラーの場内移動は各参加者が行うものとし、主催者によるトレーラーの牽引は行わない。

なお、須磨ヨットハーバーは毎週火曜日が休港日のため、火曜日は搬入・搬出、艇の上下架作業およびこれらに伴う作業は実施できない。

5.3　参加料振込

振込先銀行：三井住友銀行　須磨支店

口座番号：普通預金 3838678

口座名：トクヒ）スマヨットクラブ（特定非営利活動法人須磨ヨットクラブ）

6　乗員の登録及び乗員交代の要件

6.1　艇は、乗員登録リストを大会艇体計測時までに RC に提出しなければならない。乗員は 1 艇 10 名まで登録できるが、複数の艇に重複して登録することはできない。

6.2　レースでの艇の乗員はクラス規則 C2.1(a)に従わなければならない。

6.3　乗員の交代は以下の項目をすべて満たしている場合にのみ許可される。これはクラス規則 C2.1 (b) を変更している。

A)　交代乗員は、乗員登録リストに記載されている者であること。

B)　乗員数はレガッタを通して同一であること。

C) 艇長及びヘルムスパーソンの交代は認められない。但し、RC が事前に認めた場合はこの限りではない。

D) 出艇前に乗員の交代を RC に申告していること。

E) C)および D)に係る申請は、オンライン公式掲示板上の「乗員の交代」から行わなければならない。

7 広告

7.1 競技者広告は規則 6 および WS 規定 20 に従っていなければならない。

7.2 艇は主催団体より選択され支給された広告を表示するよう要求されることがある。

8 日程

8.1 大会日程

11/19（木）	09:00 ~ 17:00	大会受付・乗員登録・搭載備品申告・艇体計測・セール計測・乗員体重計測
11/20（金）	09:00 ~ 17:00	大会受付・乗員登録・搭載備品申告・セール計測・乗員体重計測
11/21（土）	08:50～09:30 09:00～ 10:25～ 17:00～ 18:00～	出艇申告・乗員体重計測 艇長会議 最初のレースの予告信号 J24 協会ミーティング ウェルカムパーティー（ハーバー4 階レストラン）
11/22（日）	08:50～09:30 09:00～ 10:25～	出艇申告・乗員体重計測 艇長会議 最初のレースの予告信号
11/23（月）	08:50～09:30 09:00～ 10:25～ 15:30	出艇申告・乗員体重計測 艇長会議 最初のレースの予告信号 閉会式（表彰）

8.2 本大会は 7 レースを予定している。1 日に行われるレース数は 3 レースまでとする。

8.3 11 月 23 日（月）の 12 時 00 分を超えて予告信号が発せられることはない。

9 大会受付及び計測

9.1　大会受付は、須磨ヨットハーバー2 階会議室の大会本部で行う。

9.2　参加艇は、大会受付時に次の書類を RC へ提出しなければならない。

・有効な計測証明書（Part ABC）

・※2016 年世界選手権以降に発行された計測証明書を有効とする。

・第三者賠償責任保険証書の写し

・乗員全員分の 2026 年度 JSAF 会員証番号および J/24 クラス協会会員証番号

・乗員登録リスト

・搭載備品申告リスト

9.3　艇体計測は、須磨ヨットハーバー内ヤードで実施する。乗員体重計測は、須磨ヨットハーバー2 階会議室で実施する。

9.4　艇体計測は、11 月 19 日（木）の計測時間内のみ実施する。参加艇は、この時間内に計測を完了しなければならない。ただし、レース委員会が特に認めた場合を除く。

9.5　乗員体重計測は 11 月 19 日（木）から実施する。レースに乗艇するすべての乗員は、乗艇前までに体重計測を完了しなければならない。

9.6　参加艇は、11 月 20 日（金）17 時 00 分までに、乗員体重計測を除くすべての大会計測を完了しなければならない。艇は、この時点で規則 78.1 に適合していなければならない。

9.7　艇体および装備品の計測方法等については、エントリー後に別途案内する。

9.8　艇および装備は、大会期間中いつでも計測の対象となる。

10　大会会場及びレース・エリア

添付 **A** に大会会場及び、レース・エリアを示す。

11　コース

添付 **B** に帆走すべきコース及び、これを示す信号を示す。

12　ペナルティー方式

12.1　付則 T を下記の様に変更する。

12.1.1　艇が抗議締切時刻までにオンライン公式掲示板上の「ペナルティー報告書」に記入し、プロテスト委員会（以下「PC」という。）に報告した場合に限り、30% のレース後得点ペナルティーを受けることができる。これは付則 T1(a) および T1(b) を変更している。

12.1.2　艇が調停ミーティング後または抗議締切時刻後にレース後ペナルティーを受け入れた場合には、40%の得点ペナルティーを課す。 これは付則 T1(b)を変更している。

12.2　規則 44.1 の初めと 2 番目の文章を次のように変更する。

「レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則または規則 31 に違反した かもしれない艇は、『1 回転ペナルティー』を履行することができる。ただし、スタート・マークを除くマークのゾーンにおける 1 件のインシデントで、1 つかそれ以上の第 2 章の規則違反をしたかもしれない艇のペナルティーは『2 回転ペナルティー』である。」

12.3 付則 P を下記の様に置き換える。

12.3.1 規則 P1.1 を「ジュリー・メンバーのみがオブザーバーを務め、規則 P1.2 に従って行動することができる。」と読み替える。

12.3.2 規則 P2.1 を変更し「2 回転ペナルティー」を「1 回転ペナルティー」と読み替える。

12.3.3 規則 P2.2、P2.3 は適用しない。

12.4 規則 77、付則 G、およびクラス規則の違反に対するペナルティーは、PC の裁量により、失格より軽減することができる。

13 得点

13.1 本大会の成立には 3 レースを完了することを必要とする。

13.2 完了したレースが 4 レース未満の場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。4 レース以上完了した場合は、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。これは、付則 A を変更している。

14 ［NP］支援艇

14.1 支援艇を使用する場合は、事前にレース委員会へ届け出なければならない。また、レース委員会が指定するフラッグまたはリボン等の識別標識を、外部から容易に視認できる位置に掲揚しなければならない。

14.2 支援艇は、レース委員会の指示に従わなければならない。レース中は、救助活動その他レース委員会が認めた場合を除き、レース艇の妨げとなる行為を行ってはならず、レース委員会が指定するレース・エリアおよび制限区域へ立ち入ってはならない。

14.3 支援艇の運用に関する本レース公示、帆走指示書またはレース委員会の指示に違反した場合、プロテスト委員会は、関連する艇に対して裁量ペナルティーを課すことができる。

14.4 支援艇を須磨ヨットハーバーへ搬入または係留する場合は、事前に須磨ヨットハーバー管理事務所へ相談し、ビジター利用の予約および許可を受けなければならない。支援艇の利用にあたっては、須磨ヨットハーバーが定めるビジター利用料その他必要な施設使用料等を負担しなければならない。

15 ［NP］停泊

艇は主催者から指定された場所に停泊しなければならない。指定場所はエントリー完了後に別途通知する。

16 ［NP］上架の制限

艇は、11 月 20 日（金）17:00 までに指定されたハーバーの水面になければならない。また、艇は RC の事前の許可があり、その条件に従っている場合を除き、最終レースが終了するまで上架してはならない。

17 ［NP］潜水用具とプラスチック・プール、その他の禁止された行為

17.1 水中呼吸器具、プラスチック・プール、または、それらに類するものは、艇が水面に降りてから、レガッタ最終時点までの間、艇の周辺で使用してはならない。 ロープや布、艇体の清掃のために考案された用具は、泳いだり、艇にぶら下がったりしていつでも使用できる。

17.2 いかなる方法でも、清掃や点検を目的として艇を傾けることは、レガッタ期間中禁止される。

17.3 艇が水面にある間は、除湿機や扇風機の使用は常に禁止される。

18 肖像の使用権・個人情報の公開

18.1 大会期間中の肖像の使用権は主催団体に帰属する。大会期間中の映像、写真及びシリーズの成績は主催団体のウェブサイトや SNS に掲載される場合がある。

18.2 参加申込みすることにより「個人名」「所属チーム」「セール番号」などがウェブサイト上のエントリーリストに掲示されることに同意するものとする。

18.3 提出された個人情報は、本人の同意がない限り第三者に提供されることはない。

19 リスク・ステートメント

19.1 規則 3 には「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

19.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する（規則 3『レースをすることの決定』参照）。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

20　保険

参加艇および支援艇は、大会期間中を通じて有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。なお、当該保険の対人・対物賠償責任保険金額は、1 事故につき 1 億円以上の補償額を有するものでなければならない。

21　賞

総合 1 位から 3 位に賞状及び賞を授与する。

上位 5 チームのヘルムスパーソンに次回の世界選手権への出場資格を与える。

22　問い合わせ

【大会に関する問い合わせ】

第 45 回 J/24 クラス全日本選手権大会実行委員会

E-mail：j24japan@suma-yc.org

【須磨ヨットハーバーに関する問い合わせ】

須磨ヨットハーバー管理事務所 担当：鈴木

E-mail：suzuki@sea-c.com

添付 A 「大会会場およびレース・エリア」

大会会場：須磨ヨットハーバー

〒654-0049 兵庫県神戸市須磨区若宮町 1 丁目 1-4

TEL:078-735-7968 FAX:078-735-7969

須磨ヨットハーバーまでのアクセス

1. 電車をご利用の場合
- JR神戸線「須磨海浜公園駅」より徒歩約8分
- 山陽電鉄「月見山駅」より徒歩約12分

2. お車でお越しの方
- 大阪方面から：阪神高速3号神戸線「若宮出口」より約3分
- 明石・姫路方面から：阪神高速3号神戸線「須磨出口」より約10分

3. ハーバー駐車場について
- 駐車場位置は地図をご覧ください。
- 料金は700円／日となります。清算前に割引処理をお願いします。
- 出口にてご精算下さい。（キャッシュレスに対応しております）

4. 大会期間中の入退場について
11月19日（木）～11月23日（月・祝）
- 大会期間中は、参加者の皆様は北側入口渡り廊下から2階入口をご利用ください。
- 大会本部は2階会議室です。

5. トラック・トレーラーでの搬入・搬出について
- 搬入・搬出方法については、エントリー時にご提出いただく参加申込書の「輸送手段」欄の内容をもとに、主催者が搬入・搬出計画を作成し、ご案内します。
- 搬入・搬出は主催者の指示に従って実施してください。
- **大会期間中、トラックおよびトレーラーを場内へ駐車したままにできるスペースはありません。**
- 搬入・搬出終了後は、主催者が指定する場外の駐車場所へ移動していただきます。

レース・エリア

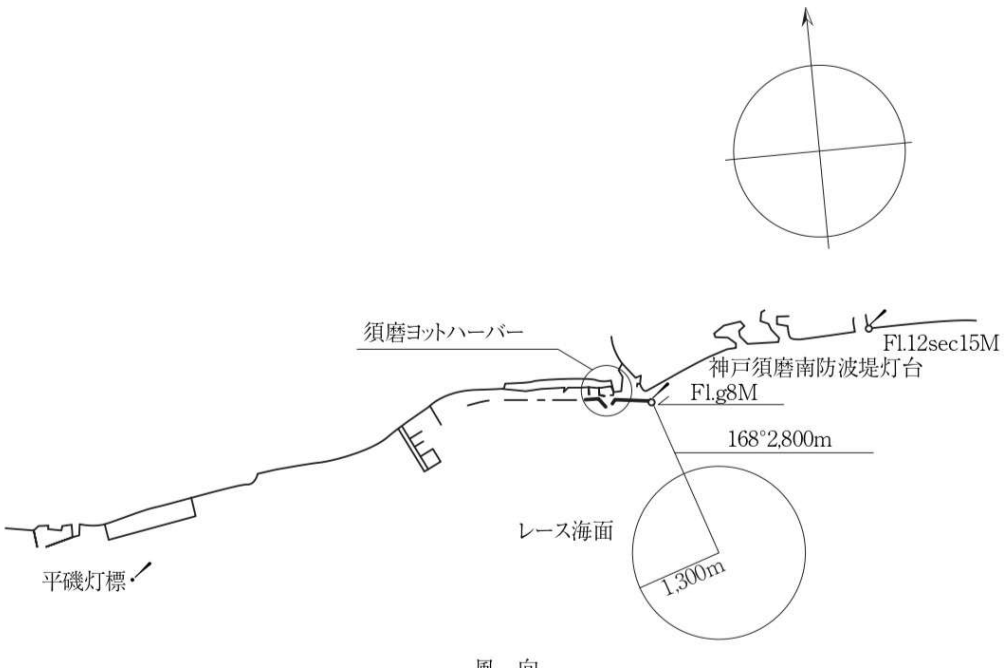

添付 B「コース」

帆走すべきコース、及びこれを示す信号

コース	**LA2**	**WA3**
信号	数字旗 **2** 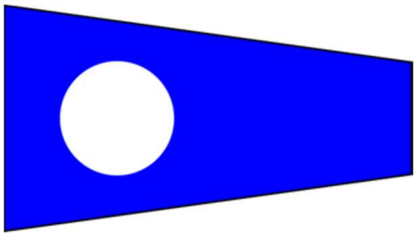	数字旗 **3** 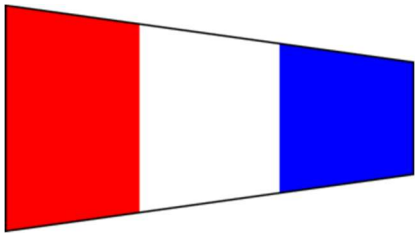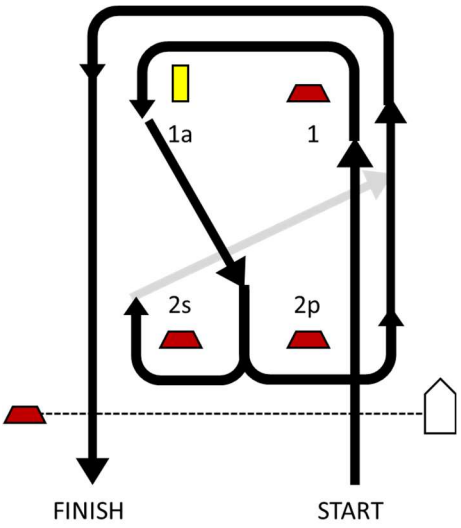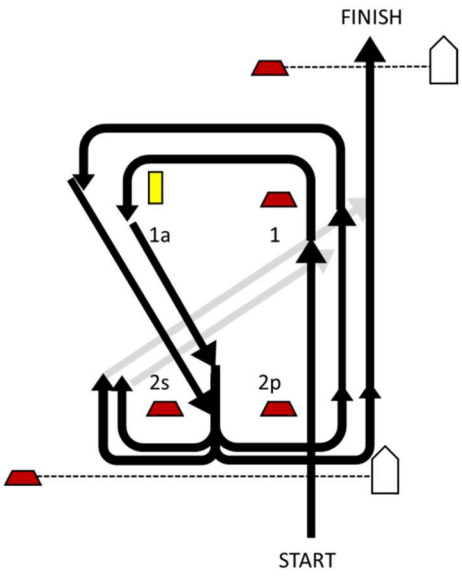
構成	風上/風下レグ（オフセット付き） 風下フィニッシュ **Start-1-1a-2s/2p-1-1a-Finish**	風上/風下レグ（オフセット付き） 風上フィニッシュ **Start-1-1a-2s/2p-1-1a-2s/2p-Finish**
概略図